

《 2. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議 》

【新規審議品目】

(4) 「黄金烏龍茶」(株式会社伊藤園)

○志村座長 次に参ります。次は「黄金烏龍茶」の御説明をお願いいたします。

○消費者庁食品表示企画課 資料5をごらんください。申請者は株式会社伊藤園、商品名は「黄金烏龍茶」、食品形態は清涼飲料水です。

許可を受けようとする表示は、本品はカテキンを含みますので、食事の脂肪の吸収を抑えて排出を増加させ、体に脂肪をつきにくくさせるのが特徴です。体脂肪が気になる方に適しています。

関与成分は茶カテキン、成分量として1日当たり280mg、1日当たり摂取目安量は1日1回1本を目安に食事の際にお飲みくださいというものです。

既許可品として、同じ品名でございますが「黄金烏龍茶」がございます。これと申請品の相違点ですけれども、関与成分量が既許可品では1日当たり394mgであったところ、申請品については280mg、1日当たりの摂取量が、既許可品は1日2本であったところ、申請品は1日1回1本となっております。

なお、同じ品名となりますので、この申請品の許可がされ次第、既許可品、平成26年に許可したものは失効するという手続がとられます。ですから、関与成分量が異なり同じ商品名のものが同時に流通するということはございません。

説明は以上となります。

○志村座長 それでは、事前に御意見をいただいていたかと思いますが、こちらについてはいかがでしょうか。

○消費者委員会事務局 資料7の2枚目をごらんください。「黄金烏龍茶」につきましても、大野座長代理と森川委員からコメントをいただいております。

まず、大野座長代理からのコメントですけれども、1番といたしまして、以前の「黄金烏龍茶」は販売を停止することを確認したいというコメントでございます。これにつきましては、今、消費者庁の説明にございましたように必ず廃止させるということで、よろしいでしょうか。

2番といたしまして、この黄色い概要版をごらんいただけますでしょうか。まず、アの項目として10番、栄養成分量及びエネルギーというところでございます。右側のページになります。ピンクの紙の後の6枚目になります。右の下に栄養成分量及びエネルギーという表がございまして、そこに500ml当たりの値が記されております。そこに茶カテキンとして280mgと書かれておるわけでございます。

少しさかのぼりまして、同じアの項目の2枚目の裏側になります。表2がございまして。そこをあわせてごらんいただけますでしょうか。こちらには本申請食品と既許可食品があわせて書かれておりますが、ここの一番下になりますけれども、茶カテキン総量ということで、申請食品は66.4mg、これは/100mlでございます。これが先ほどの10番のところにございました500ml当たり280mgという

第39回新開発食品評価第一調査会 議事録

数字と合わないけれども、これについて説明されたいというコメントでございます。

同じ場所になりますので、続けて森川委員からのコメントも御紹介させていただきます。これもこの表2をごらんいただきたいのですけれども、森川委員からのコメントは、今回の製品は含有カテキンが減っているのに、表示許可申請書の製品の分析結果、表2、一般成分及び関与成分ではカテキン量が既許可品より多くなっており、矛盾していますというコメントでございます。

○森川委員 ただ、これは総量が1,000と500だったから、その関係なのかもしれません。

○消費者委員会事務局 もう一点、森川委員からのコメントは、低カテキン含量での有効性の根拠データ、これは資料1-16になりますけれども、これは緑茶のデータによっていますというコメントでございます。

先生方からのコメントは、以上でございます。

○志村座長 では、それぞれ先生方から少し御説明を追加していただいとすることにしたいと思います。

○大野(泰)座長代理 わかりました。私の意見の最初のところは既存品を停止するというので、それはそういうことで了承いたします。

2番目は、同じ資料の中に入っているのに、一方では500ml当たり280mgの茶カテキンが入っているというのに、もう一方の表では64.4mg/100ccですか。これを500ccに合わせると320ぐらいありますね。だから、この差は、普通の食品の場合にはこのぐらいの差は普通なのだ、許容範囲ということなのか、ちょっと変だよということなのかですね。私はこれだけ差があるのは変だなと思ったのですけれども、それについて何か御意見を伺いたいと思ったところです。私の読み違いがあるといけませんのですけれども、そういうことでございます。

○志村座長 こちらについては、いかがでしょうか。

事務局から御説明をお願いいたします。

○消費者委員会事務局 この点につきまして、補足させていただきます。申請書本文をごらんいただけますでしょうか。この1-16という耳のついたところをごらんください。1枚めくっていただけますでしょうか。これは本来大野座長代理のコメントに対する答えではなく、森川委員のコメントに対する答えが書かれている箇所になりますのですけれども、ここに、申請品「黄金烏龍茶」は、関与成分量280mgを担保するため、茶カテキンを上乘せしていますと書いてございます。大野座長代理御指摘の280mgというのは、最低担保量としての量になりまして、1本当たり280mgという数字になっております。それに対しまして、表2にございました500ml換算しますと320ぐらいになる、表の中では64.4という値になっているこの数値は、製造直後のカテキンの量。ですから、280mgを担保するために、これを下回ることがないようにするために上乘せして配合しているので、こういう数値になるということかと思えます。

○志村座長 という御説明ですが、いかがでしょうか。

大野座長代理、お願いいたします。

○大野(泰)座長代理 そうすると、この10番のほうは規格ということですね。

○消費者委員会事務局 はい。

第39回新開発食品評価第一調査会 議事録

○大野（泰）座長代理 そのように書いておいていただけると誤解がなくなるのですけれどもね。わかりました。別に毒になるものではないので、そのぐらいふえても問題ないかなと思います。

○志村座長 よろしいですね。

では、ほかにもお願いいたします。

森川委員、お願いいたします。

○森川委員 やはりわからなくなりましたのですけれども、私の表2のものなのですけれども、既許可品目より今度のほうがカテキンの含有量は減っているはずなのです。この分析値が高いのは、ちょっと用量が違うのかなと。どこか、今見たところに2倍量を書いてあったのですけれども、でも、この比較表では同じ、両方とも500mlですね。これを見て考えていたのですが、どういうことなのでしょう。

○志村座長 事務局、お願いいたします。

○消費者委員会事務局 資料5の既許可品との比較表をまずごらんいただけますでしょうか。今回の申請品は1日1本当たりカテキン量で280mgという設計になっております。従来品、既許可品の1日当たり394mgというのは、1日2本の中のカテキン量になっておるわけでございます。

○森川委員 そうすると、この計算は合いますか。今回の申請は、資料に新しく添付されてた論文から、カテキンが原材料として高いので減らしたい、だけれども、有効性は同じだから根拠を持って減らしたいという申請書と思ったのですが、この分析値が逆になっているのがよくわからないのですけれども。

○消費者委員会事務局 既許可品も500ml1本当たりのカテキン量は197mgなわけでございます。それで、今回のものは500ml1本当たり280mgということで、大ざっぱに計算しまして、2割ぐらいカテキン量が多くなっているわけです。液の組成としてはですね。

○森川委員 液の組成としては多くなる。そうすると、これは合うわけですか。比較表の一番上のところに内容量500mlと書いてあるのでよくわからなくて、内容量500で分析したからこの値かなと思ったのですけれども、そういうわけではないと。

○消費者委員会事務局 2割増しということになりますと、先生の御指摘になった表2の数値ですね。

○森川委員 それになるわけですか。

○消費者委員会事務局 矛盾しているのではないかとおっしゃった表2のほうの数値ですけれども、これも従来品で44.5入っていたものに1.2を掛けますと大体60ちょっとになるということで、この表2の数字は矛盾ない数字かと思われま。

○志村座長 いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ほかにも御意見を頂戴できればと思います。

山内委員、お願いします。

○山内委員 許可表示の内容が、ほんのちょっとした違いなのですけれども、ちょっと違うのですね。従来の既許可品がつきにくいのが特徴ですというところから、つきにくくするのが特徴とちや

第39回新開発食品評価第一調査会 議事録

んと変わっているようですけれども、こういう変更のところというのは議論する必要があるのかないのが気になったところです。

○志村座長 いかがでしょうか。

どうぞ。

○消費者委員会事務局 これは同じことを書いてあったのですけれども、日本語として主語と述語が従来の許可表示文言はちょっとずれているのではないかということでやりとりをいたしまして、申請者のほうでこの文言にさせていただいております。何か根本的に違うことを言おうとか、そういう意図は全くございません。

○志村座長 よろしいですか。

○山内委員 はい。

○志村座長 ありがとうございます。

ほかに御意見はいかがでしょうか。

よろしければ、全体の整理と今後の扱いについて進めていただければと思いますが、よろしいですか。

○消費者委員会事務局 カテキン量を減らしたいという申請者の意図は、濃度としてのカテキン量ではなく、1日当たりの摂取量としてのカテキン量を減らしたいと。だから、394から280に減らすつもりだということであって、製品といいますか、液の中のカテキン濃度としては逆に若干濃くなっているということでございます。

○森川委員 この前、河田先生が、カテキンは実は原料が高いからだよということをおっしゃったように記憶していたので、そう思ったのです。

○志村座長 いかがでしょうか。

上原委員、どうぞ。

○上原委員 1日当たりの量を減らしているのです、カテキン量を減らしたことにはなると思います。

1本当たりをちょっと高目にして、それで効く量だと。

○森川委員 それで計算は合うわけですね。

○志村座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。表示とかはいかがでしょうか。

このキャッチコピーで大きく赤で書いてあるところはよろしいのでしょうか。茶カテキンで脂肪の吸収を抑えると堂々と書いていますが、御意見等をいただければと思います。これは許可表示を切り取って断定型に変えているという形で読めなくはないかと思うのですが、抑えると言い切っているかどうか。働きがあるとか、そういうことなのかなとは思っています。

大野先生、何かないですか。

○大野（泰）座長代理 この品目かどうか、頭がこんがらがっています。食物繊維のほうだったのか、どうもはっきりしないので申しわけないのですけれども、ラットか何かの研究で糞中への脂肪の排出をふやしたというデータをたしか見ていたので、これだったか食物繊維だかはっきりしないので申しわけないのですけれども、いずれにしてもそういう実験で糞中への脂肪の排出がふえてい

れば、こういうように言っていいのではないかと思ったのです。

○志村座長 これまでの扱いというのは、どんな感じですか。事務局のほうで御存じであれば。

○脇委員 動物実験での一つの機序の示唆であり、本当にそれだけの機序によるのかどうかわからないので、などによりとかを入れる。

○志村座長 といいますか、動物実験では糞中への脂肪の排出を促進する。だから、その抑える働きがあるでしょう。でも、この特保がこれを茶カテキンで脂肪の吸収を抑えるというぐあいにキャッチコピーで言ってよいかどうかというところが、1つお問いかけしたいところです。

どうぞ。

○梅垣委員 以前にコレステロールの吸収のところでも問題だと思ったのですが、こういう表示をすると薬と誤解する消費者が多分多いです。コレステロールのとき、わかりやすい表示をしたほうが消費者のためになるという意見があったのです。けれども、わかりやすい表示は誤解されやすいことの裏返しなのです。食品としてどれだけ効果があるか、抑えるまで断言できるかというのを考えると、私はもう少し考えたほうがいいのではないかと思います。

○志村座長 どうでしょうか。

どうぞ。

○大野（泰）座長代理 今、確認しました。成人の男女で、これを摂取することによって、便中の脂肪割合が優位に高値を示した結果がありますので、私はこの脂肪の吸収を抑えるというのほうではないことで問題はないのかなと思いました。

○志村座長 許可表示の一番のポイントは体脂肪が気になる方に適していますというところであるけれども、こういった許可表示の文章の中の一部を切り取ってキャッチコピーとするのはなるべく控えてくださいというのがこれまでの調査会の意見だったかと思っております。そういう意味でこれがひとり歩きしてしまうと困る面もあるのかなというぐあいに思っております。許可表示のところは脂肪の吸収を抑えて排出を増加させるという形で来ている一連の文章の中を切り取った形のキャッチコピーになっているようには思います。

○梅垣委員 ここの調査会で見ているのは許可表示の長い文章を主に見ているわけです。それで許可をするわけです。それを切り取って出すというのはかなり誤解を与えるので、誤解しないようにするというのが大事だと私は思います。もう一つは、薬と誤解する人がいるのです。実際にそういう人がいるわけだから、そこに配慮したキャッチコピーなりをするか。もしくは、本来の製品の役割というのは生活習慣の改善なのですね。先ほどの難消化性デキストリンでもわずかしき効果が無いのに、それで役に立つのかという議論もありましたから、誤解されないように表示はすべきです。多分この件を認めると同じ表示が今後出てきます。私はその点を心配します。

○脇委員 私は、皆様の御議論のように、この許可表示の中の一節だけを切り取って大きく表示するというのは控えていただくようにということだったと思いますので、このつくられている表示見本では、それに抵触すると思います。体脂肪が気になる方にというのが、ここの中にしかなくて、ちっちゃくてわからない商品になっているように思いました。

○志村座長 ほかに何か御意見があれば。

第39回新開発食品評価第一調査会 議事録

大野先生、どうぞ。

○大野（智）委員 今、議論されている意見と重なるのですが、この1日1回1本を目安にという文言が気になります。私もよく患者さんから相談を受けるのですが、「1日1回1本」に加えてキャッチコピーが「茶カテキンで脂肪の吸収を抑える」となっていると、梅垣先生も御指摘しているとおり、消費者は薬と誤解しかねないかなとすごく気になります。

一方で、許可表示の「体脂肪が気になる方へ」というのは、これは恐らく連続して長期間摂取しないと試験結果として効果が出ていない表示になります。ですので、この「1日1回1本」という表現は「体脂肪が気になる方へ」に対してはつじつまが合わないというか、連日飲まないと本来その効果が得られないので、「脂肪の吸収を抑える」のキャッチコピーに連動する形で書きたい、要するに、安易に消費者の方に手にとってもらいたいがゆえにこのキャッチコピーにしているのではないのかなと思います。

○志村座長 いかがでしょうか。

山岡委員。

○山岡委員 皆様の御指摘のとおり、キャッチコピーとしてはこの中の一文をとって使うことは控えるようにというのが、委員会の意見としてよろしいのではないかと思います。

もう一つ、今、大野先生が御指摘のように、1日1回1本というのは、逆に2本、3本飲まないためには1回と明記しておくのはいいのではないかと思います。

○大野（智）委員 そうですね。そういう注意書きとしてはもちろん意味のあることかと思うのですが、逆に消費者の方は2本を飲めばもっと効果があるのかなと思う方もいたりして、特にキャッチコピーの点と、この1日1回1本と書かれている点を踏まえると、誤解を生みかねないとも思いました。

○志村座長 ほかに何か御意見は。

どうぞ、山内委員。

○山内委員 伊藤園は、今までの経緯の中でも多分何度も同じようなトライ・アンド・エラーをしているはずなので、そういう原則の部分をちゃんと指摘して、ここが変わるような指摘事項というか、原則論で言ったほうが。要するに、許可表示文言を一部切り取ってキャッチコピーにすることに対して異議があることをちゃんと伝えてあげれば、必ずここは変わってくると思うのです。こっちからどうしろとは言えないわけでしょう。だから、そういう手順で、それでも変わらなかったらこれはずっと継続しますよと、そんな感じのスタンスのほうが一番早いかなという気がします。

○志村座長 ほかに何か御意見があれば。

○大野（智）委員 初めてなもので教えていただきたい面もあるのですが、先ほど議論された茶カテキンが280mgということになっている点について、臨床試験のデータを見るとそれよりちょっと少ない量で臨床試験が実際にはされている。今回の製品は、それより多いから大丈夫だということなのだと思うのですが、私の今までの認識で、基本的に、特保の臨床試験というのは実際に市販される製品と同じものを使って行うことが原則だったように記憶しているのです。今回の誤差は、少ない分には問題ないという理解、実際に売られる製品よりも少ない量でちゃんと効果

第39回新開発食品評価第一調査会 議事録

が得られていますということであれば問題はないという理解でいいのでしょうか。

○志村座長 どうぞ。

○消費者庁食品表示企画課 大野先生の御指摘のとおり、特保の有効性、安全性もそうですけれども、試験というのは、最終製品を用いてやるのが大前提となっております。ただ、全く同じものになっているかどうかということについては、必ずしもそうはなっておりません。原則は同じものなのですが、違うもの、例えば有効成分の量だとか、そのところについて差異があるものについては、許可を得たい製品とその被験食との同等性を考察した上で申請をするというルールがございます。

今回の場合は許可を得たい製品よりも若干少ないということがございますので、そのデータで有効性が確認されているのであれば、許可を得たい製品でも確認されるであろうという推測は成り立つかとは思いますが、特に多ければいいですよとか、そういった規定はないという状況でございます。

○志村座長 よろしいですか。

大野座長代理。

○大野(泰)座長代理 先ほどから話題になっている、許可表示から抜き出したものをキャッチコピーとして使うのは望ましくないということですが、これは非常に曖昧だと思うのです。ほかの商品でも、みんな抜き出してそういうように使っているわけです。例えば、きょうの「□□」でもそういう表現が出ていますね。だから、どこまでそれを規制するかというのは難しいのではないかと考えているのです。

今回の伊藤園の場合には、キャッチコピー的にそれが非常に大きな字で書いてあるから問題なのか。その辺をちょっと指摘したいと思うのです。□□のほうは食事の□□ということになっていて、それは許可表示も穏やかにするというので、それを抜き出しているわけですね。今回の場合は許可表示が脂肪の吸収を抑えるということになっているので、伊藤園のところだけこれをだめだと言うのは非常に言いにくいと思うのです。ただ、これは字が大き過ぎるとか、そういうことだったらまだ言うことはできると思うのですが、この表現自体がだめだというのは統一性がないと言えないのではないかと思います。

○志村座長 基本的には、非常に断定的な言い方というのは、多分許可表示のところでも言えないと思います。その上で、今回のこのキャッチコピーについては、抑えるという極めて断定した形になっている。それから、□□というというのが断定的かどうかというところはあるのですが、吸収を抑えるよりは□□のほうが、どっちかというとおとなしいというか、そういうことはあるかと思えます。

○大野(泰)座長代理 その場合には、糞中への排出が増加するというデータがないと思うのです。血中濃度の変化だけを見ているから、□□という表現になったと思うのです。こっちは糞中での排出も増加しているということがあるから、脂肪の吸収を抑えると言えるわけです。だから、許可表示として認めているのにこっちをだめだと言うのは、何かその辺がすっきりしないのです。

○志村座長 許可表示は、文言としては、脂肪の吸収を抑えて排出を増加させるということですか

ね。

○大野（泰）座長代理 ただ、食事の脂肪の吸収を同じことで少なくしているのも、意味的には同じですね。

○志村座長 先ほど梅垣委員がおっしゃったように、これを抑えるという言い切り方にすると、消費者が薬のような効果を求めて、ある意味ミスリードというか、信じてしまうというところがあるのではないかと。穏やかにするというのは若干穏やかであるという表現かなとは思いますが、いずれにしても許可表示の中の一部を切り取って、さらにそれを断定的に表現すると、消費者の方が間違えやすいのではないかとすることはあるのかなと思います。

どうぞ。

○梅垣委員 何回も言っていますが、この特定保健用食品の制度自体をどう運用するかということにかかっているのです。糞中の排出を確かにデータとしては増加させるというのは間違いではないと思うのですが、実際にそれが現実的な食生活で活かせるかと言うと、ほとんどない。ただとっているだけで意味がないということになります。もし使うのであれば、こういうような使い方をするということが伴っていればいいのですが、今はそういうイメージではないですね。

ですから、断定的にしないというのは2つあって、1つは薬と勘違いされて使われると困るというのと、もう一つはそれだけのエビデンス、しっかりした根拠があるのかという点です。もし脂肪の吸収を抑えるとまで断言できるのであったら、恐らく脂溶性ビタミンの吸収も抑える可能性があると考えられることもでき、それに対する試験も必要という話にもなってきます。ここでどういう文言にするのが妥当か案をつくるよりも、事業者に本当にこの制度はどういうものかということを理解してもらって、消費者が誤認しないような表示にしろというところが重要だと思います。

それから文言で「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを」が、行政側としては一番伝えたいところだと思うのです。その文字がえらく小さいのに、ミスリードするような字が大きいと、字のバランスを考えてもちょっとおかしいと思います。

○大野（泰）座長代理 そういう意味ではわかるのです。字の大きさの問題だったら。

確かにこの脂肪の吸収を抑えるというのは100%抑えるという意味合いにとられてしまう可能性もあるわけですね。

そうすると、許可表示の表現がまずいかなと思ったのですが、今までこういう形で表現して許可してきたことは確かなのです。

○消費者委員会事務局 今、茶カテキンで御議論があったことを、上の調査部会のほうに御報告させていただいて、キャッチコピーのところそれぞれどの辺まで許可してもよろしいかというところを御議論いただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○志村座長 いかがでしょうか。部会のほうでということですが、よろしいですか。

○大野（泰）座長代理 今までも、表現のことは一般の消費者の代表として出ている人が含まれている部会で細かいところは審議したほうがいいのではないかとということで、先生方にも了解していただいたこともありますので、私はそれでよろしいと思いますけれども、先生方、いかがでしょうか。

第39回新開発食品評価第一調査会 議事録

○志村座長 よろしいですね。

ほかにもし御意見がないようであれば、取りまとめと今後の方向性をお願いいたします。

○消費者委員会事務局 「黄金烏龍茶」につきましては、キャッチコピー等々の表示の問題につきましては、ここの調査会でこういう議論があったことを部会のほうへ伝えることにいたしまして、それ以外のことにつきましては、調査会としては了承ということですのでよろしいでしょうか。今、この調査会の議論をもとに申請者のほうに表示を見直すようにという指摘は出さない、部会のほうの検討結果もあわせてラベルのほうは直していただくということで、よろしいでしょうか。

○志村座長 よろしいですか。

○志村座長 それでは、その方向でお願いいたします。ありがとうございました。

○脇委員 事務局にお願いですけれども、原本の文献が手元になくて全然有効性とかが見られなかったの、ファイルは多くなりますけれども、必ず送っていただきたいと思います。

○消費者委員会事務局 申しわけありません。細かく説明すればよかったのかもしれないのですが、この申請書自体がこれからやります「日本のお茶」と同じような内容だということで「黄金烏龍茶」のほうは添付が省略されているのです。

○脇委員 今、わかりました。

○消費者委員会事務局 そういうことをきちんと先生のほうにお伝えしておけばよかったのかなと。

○脇委員 これも来ていなかったです。こっちの小さいファイルしか来ない。

○消費者委員会事務局 概要のほうにはついていないかと思いますが、文献の本文は□□で全て送らせていただいております。

○脇委員 失礼しました。こっちの日本茶のほうに入っていたのですね。

○消費者委員会事務局 はい。済みません。

○志村座長 よろしいですか。

それでは、先へ進めさせていただきます。